

富山地方裁判所委員会（第35回）開催議事概要

1 開催日時

令和3年7月19日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

梅澤礼，澤田和人，田野尻猛，中山敦雄，西野満男，東出悦子，堀内照美，
山口佳子

【説明者】

齊藤刑事訟廷管理官及び小林地裁総務課庶務係長

【事務担当者】

岩城刑事首席書記官，齊藤刑事訟廷管理官，河合地裁事務局長，廣田家裁事務局
局長，佐野地裁事務局次長，東家裁総務課長，内山家裁総務課課長補佐，小林
地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介及び挨拶
- (2) 委員長代理の指名
- (3) 委員長挨拶
- (4) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告
- (5) 議事「裁判員裁判に積極的に参加していただくための広報について」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

裁判所職員の採用広報について

6 次回の開催期日

令和4年1月20日（木）午前10時

(別紙)

意見交換

(○委員, ●委員長)

- 裁判員裁判に積極的に参加していただくために、どこに対してどのような情報をお伝えしていくことが効果的なのかについて御意見を賜りたい。

【企業への広報の方法】

- 従業員向けの広報誌を発行している企業もあるので、その広報誌に裁判員制度のメリットやデメリットを分かり易く記載した書面を同封してはどうか。企業は業界団体などを通して周知依頼があると、真剣に考えるのでそのような機会が作れたら効果があると思う。
- 今まで私は経営者として、従業員が裁判員になるために休暇を取得できる制度についての意義や必要性について、誰からも言われたことがなかった。従業員が安心して休める環境を企業が作らなければ、従業員が裁判員裁判に参加しようという気持ちにはならないと思う。企業の経営者に対して、裁判員の休暇制度の必要性や辞退率の現状といった、企業側が把握がしにくい部分の説明をしてはどうか。

【個人のどのような層に働きかけるのが効果的か】

- 教育機関での教育が有効ではないかと思う。先日、学生20名に裁判員制度について尋ねたところ、裁判員制度という名前は知っていても内容を理解している学生は1名だけで、その1名もたまたま大学受験の際に政治経済という教科を選択していたため覚えていただけということだった。その学生たちは裁判員制度が始まった10年前は小学生だったので、例えば、小学校、中学校、高等学校及び大学のある一学年に対して、毎年説明会を行うことができると良いと思う。対象となる学生によって広報用DVDの内容が変わるように、それぞれの年齢に合わせて広報の内容を変えることによって、子どもたちは社会人になる前に少なくとも2回、多いと4回程度裁判員制度というものに触れることができるようになる。そのような心づもりをあらかじめしてもらうことが最も手っ取り早くもあるし、また「市

民」というものの形成にも繋がっていくのではないかと思います。ただし、教育機関で行う以上、メリットだけではなく、課題についても伝えるような配慮が必要である。

● 裁判所としては場所を提供していただければ、裁判官や裁判所職員が出向いて広報をすることができる。ただし、全国ネットの番組を作る、広告を出す、あるいはCMの枠を買うというような方法は予算の制約があり、困難であるため、知恵を絞る必要がある。そこで、どのような方法を利用して広報ができるのか、何かアイデアはあるか。

○ 大学で授業の一環として出前講義を行うことは簡単であると思う。また、市民が参加するシンポジウムも開催できるだろうし、公開講座を上手く活用することもできるのではないかと思います。我々の大学ではFD（「Faculty Development」の略）研修会が開かれており、法律関係の教授以外の教員や事務職員が参加する可能性がある。そこで学んだことを教員が授業で学生に伝えており、そのFD研修会の場に裁判官などを招待してお話しいただくという広報も考えられるのではないかと思います。

○ できることなら、「裁判員制度Q&A」を裁判員選任候補者名簿に登録された方だけではなく、全ての家庭に配布できればよいと思う。その際は、裁判員制度の良いところだけではなく、市民が心配していること等に対する回答についても掲載していただきたい。

【どのような情報が必要とされているか。】

○ 裁判員を務めることに対する漠然とした不安や負担を感じていると思うので、裁判員を務める意味が理解でき、裁判員を務める使命感が持てるような広報をしていただきたい。若い世代に対する裁判員の義務や意義についての啓発が重要だと思うので、特段の事情がなければ裁判員を務めるのが当たり前と思えるように中学校や高等学校の授業の中に裁判員制度を学習する時間を組み込んでもらうことや、教科書に取り入れていただくことができればよいと思う。

○ 裁判員メンタルヘルスサポート窓口が形骸化することなく利用されていくよう

に周知を徹底してもらいたい。その窓口の相談員については、実際の裁判員等経験者が適任ではないか。

- イラスト形式の「裁判員制度Q&A」の中に、実際の裁判員等経験者の全般的な感想や裁判員等をやり終えた後の達成感など、生の声も盛り込めばよいのではないか。さらに、皆さんが使用するSNS（ソーシャルネットワークサービス）から裁判所のHP（ホームページ）の裁判員裁判関連情報が掲載されているサイトに誘導する仕組みもあればよいと思う。
- 裁判員制度発足当初と比較して、裁判員制度に関する情報を見たり聞いたりする機会が少なくなり、国民の関心が薄れてきているように思うので、情報発信の方法を工夫していただき、もっと色々な場所で裁判員制度の情報を見たり聞いたりすることができる機会があればと思っている。
- 一昨年、裁判員制度10周年の年に、全国で大々的なキャンペーンを行った。駅のホームなどに、裁判員等を経験者してみても「よい経験だった」との回答が、九十数パーセントであったことをPRしたポスターを張り出していたが、目にされたことはあったか。
- 裁判員制度が国民にしっかりと理解がされないままスタートしてしまったため、裁判員を辞退する理由の多くは参加する自信がないからなのではないかと思う。それを教育の現場における出前講座や模擬裁判を複数回実施していくことによって、その理解をしっかりと定着させていくことが大事ではないかと思う。また、子ども同伴のPTAのイベントに呼んでもらい、その場で裁判員制度の周知を図ることも考えられるのではないか。
- 制度論を話しても無味乾燥で面白みに欠けるので、例えば、証拠に照らして被告人が有罪か無罪かを議論するような模擬裁判を切っ掛けとして裁判員制度の広報をすると、相手に具体的なイメージができるため興味を持ってもらい易いと思う。
- 弁護士会も数年前から高等学校からの申込みを受けて当会会員弁護士を派遣す

る事業を行っており、昨年からは中学校も対象としている。高校生向けの内容は刑事事件を題材とした模擬裁判形式であり、中学校向けの内容は多数決を取り入れた内容となっている。なお、昨年は新型コロナウイルス感染防止の影響もあって派遣ができなかった。裁判員裁判について、裁判員等経験者の97.1パーセントがよい経験だったとの感想を述べているという情報は入ってこないで、アンケート結果の周知が必要だと思う。

○ 裁判員等経験者の97.1パーセントがよい経験だったという感想を述べているとのことであるが、まだ経験されていない方は、なぜそう思うのかということを知りたいと思っているのではないかと。例えば、社会の一員としての誇りを覚えたとか、子どもに教えることができ、教育にも使えたなど、自分自身にとって利益になるような理由がアンケート結果などから分かれば次の策が見えてくるのではないかと。また、もし可能であれば中学生、高校生や大学生も対象とした子ども見学会を広めていただき、その子どもたちが将来企業で働き始めるときには裁判員の休暇制度を導入している企業を選ぶという流れに繋がっていけば、将来的に良い循環になるのではないかと。さらに、巷では、SDG's（エスディージーズ、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、加盟国が2030年までに達成するために掲げた17の持続可能な開発目標）が推進されているところであるが、その17の目標のうち、「平和と公正を全ての人に」「質の高い教育をみんなに」といった目標に関係してくると思うので、その点も強調しながら社会にとって大切なこととして、例えば、経済同友会、商工会議所及びロータリークラブといった経済界や県商工労働部などに繋げていくようなものになれば参加する人も増えてくるのではないかと。

○ 裁判員制度の広報を行うに当たっては、まず市民が裁判員制度をどのようなものとして捉えているのかを踏まえておく必要があると思う。裁判員制度は、制度を設計、運営する側からすれば、市民が刑事裁判に参加する貴重な機会であり、権利と捉えているかもしれないが、多くの市民は権利というよりむしろ義務と捉

えているのではないかと思う。いくら貴重な機会と言ってみても、理解しやすそうな冊子を送ってみても、市民にとっては裁判員というものは当たったら運が悪い、厄介なものだと感じていることを理解しておく必要があると思う。この運営側と市民側との意識の違い、これこそが、なかなか裁判員制度に対する理解が進まない理由であり、そこから目を背けては何も変わらないのではないか。市民に対し裁判員制度が厄介なものではないことを示していく必要があると思うが、現状それが上手く示せているようには思えない。それは、メリットばかりが示されて、デメリットとそれに対する対処については、市民が望んでいるほどは示されていないからだと思う。市民が裁判員裁判に参加することへのデメリットと感じていることは、思い付く限りで3つある。1つは、仕事を休まなければならないことである。いくら「企業が考慮してくれますよ。」と言っても本人にとっては一大事であり、重要な会議や商談に出ないことで同期に差をつけられてしまうとか、非正規職員であった場合、今後の仕事に影響が及ばないのか、上手く理由を付けて契約を打ち切られるといったことに繋がらないか、市民は不安に思っていると思う。2つ目は、顔を出して法廷に出ることの不安である。「名前や住所は知られない。」と言うけれども、顔は知られてしまうわけであって、一人暮らしの女性や小さな子どものいる女性の場合、その後不安を抱えながら過ごさなくてはならないのではないか。「トラブルはほとんどない。」と言うが、ではどういうトラブルの例が考えられるのか。その場合、どこまで守ってもらえるのか。市民は不安に思っているが、そうしたトラブルに対する市民の不安については「ほとんどありません。」という言葉で片づけられてしまっているような印象である。3つ目は、扱う事件によっては裁判中に気分が悪くなってしまわないかとか、フラッシュバックが起こってしまうのではないかとか、冤罪だったら一生悔やむことになるのではないかと思うことである。裁判中、裁判後の裁判員の心のケアは考えてくださっているが、それが市民には伝わっていないのではないか。

こうしたデメリットと、その対応こそが、裁判員選任候補者名簿に登載されて

からではなく、今すぐにでも知りたい情報なのではないか。

多くの市民にとって裁判員制度は楽しみな制度にはどうしてもなり得ないと思われ、だからこそ裁判員制度のデメリットとその対応を一つ一つ丁寧に説明していくことが必要ではないかと考える。

- 最高裁が裁判員制度をPRするコンテンツを作成して放映したらどうか。
- 最高裁で制作したDVDの貸出しは行っているが、全国の全ての学校に視聴していただいている状況ではないので、それをどのように活用していくか、その機会をどうやって設定するかも課題であると思う。
- 現時点では全学校に対して一律に最高裁が制作した裁判員制度のDVDの視聴について教育委員会から指示をしたとしても、受け入れてもらえるわけではないと思うが、今後、調整をしていくことはできるのではないかと思う。
- 現在は裁判所や裁判員制度等に興味のある先生から出前講義に来ていただきたいという依頼をいただいたり、御希望があれば出前講義に伺うことを事前に御案内を差し上げておき、正式な依頼を受けて出前講義をさせていただいたりしているが、地方自治体においてもこのような機会を利用してもらえることはできるか。
- 各自治体には「ふるさとづくり推進協議会」があり、毎年子ども向けに体験教室などの企画を実施しているので、これも活用できるのではないかと思う。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の裁判員裁判に積極的に参加していただくための広報について、その運用の参考とさせていただきたい。